

○北茨城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月30日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用事務)

第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。

(特定個人情報の庁内連携)

第4条 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

2 別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるものとする。

(1) 市長又は教育委員会が、それぞれ他の機関に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	北茨城市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年北茨城市条例第40号）による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	北茨城市就学援助規則（平成22年北茨城市教育委員会規則第1号）による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第2（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

教育委員会	北茨城市就学援助規則による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
-------	---	----	---